

# 第1章 策定の趣旨

## 1 目的

大分県は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう山系をはじめ、北から英彦山・犬ヶ岳、津江山系、玖珠・耶馬溪の溶岩台地、県央部には由布・鶴見山群、南部には宮崎との県境を形づくる祖母・傾山系などの山々が連なり、これらの山系から流れ出る溪流や湧水は、清らかで豊富な河川水や地下水を形成し、それぞれの流域に豊かな恵みをもたらしています。

この豊かな水環境は、多くの生き物たちの命を育むとともに、長い間、県民の生活・文化や産業を支えてきました。今、日本各地で水需要の増大に伴い水資源の質的低下や枯渇が問題となっている中、私たちは、こうした清らかな水資源とともに、水環境が織り成す自然や景観を県民の共有の財産として守り、後世に引き継いで行く責務があります。

とりわけ、水源域の湧水や溪流とその周辺の自然環境を含めた広い意味の水環境については、中下流域における水利用へ及ぼす影響が大きく、一旦、清澄さや豊かさを失うと再び取り戻すことが困難で、これら水をめぐる周辺環境が有している水質浄化、水源涵養などの多面的な機能を保全する必要があります。

すなわち、持続可能な水循環社会を形成する視点から、水環境を水質、水量、水辺の生態系、利水、治水、親水など多面的に捉え、行政施策の調整や県民・事業者との連携を図り、総合的な水環境行政を推進することが求められております。また、県民・事業者が身近な水環境を保全するため、自ら考え、自主的に行動して行く必要があります。

本指針は、こうした目的を達成するに当たり、県民、事業者、行政の各主体の役割を明らかにするとともに、お互いの連携を図り、各主体それぞれの立場において、水環境の多面的な機能と価値を再認識するとともに、将来にわたる水環境の保全を進めるための方向性を示すものです。

## 2 指針の位置づけ

本指針は、大分県新環境基本計画※との整合を図りながら、水環境保全に係る現状と課題及びそれらの解決へ向けての具体的な施策を示しました。

また、県は、平成15年度から、121万県民を挙げて「ごみゼロおおいた作戦※」を展開中であり、その目標である「大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県・市町村・事業者・県民の総参加のもと全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める。」の理念のもとに、全ての県民がさまざまな形で水環境保全の活動に参加することをめざしました。

さらには、大分県新長期総合計画※における基本目標である『県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県』の中で、「豊かな天然自然」という本県の特徴に磨きをかけ、光り輝く大分県を築いて行くことが重点戦略に掲げられており、このことを本指針の基本的な考え方としております。

このほか、県が策定した「大分県生活排水対策基本方針」、「21世紀の「豊の国の川づくり」をめざして」、「NNビジョン21OITA（新・大分県農業農村整備未来計画）」など水環境保全に係る他

の計画や指針との調整を図りました。

資料編に本指針に関連する県計画等の概要を掲げています。

また、国の「新環境基本計画」（平成12年12月）においては、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が重点戦略プログラムに位置づけられており、これを受けて、関係5省からなる連絡会議が取りまとめた「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」に示された考え方を参考にし、持続可能な水循環システムの新たな枠組みづくりをめざすものです。

# おおいた清らかな水環境保全指針の位置づけ

## 国の政策

### 【関係 5 省庁連絡会議】

「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」

### 【環境基本計画】

重点的戦略プログラム  
「環境保全上健全な水循環の確保」

## 県の基本政策

### 【新長期総合計画】

県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県

### 【環境基本計画】

天然自然が輝く 恵み豊で美しく快適なおおいた

### 【ごみゼロおおいた作戦の展開】

大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県・市町村・事業者・県民の総参加のもと全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める。

## 関連する県計画

21 世紀の「豊の国の川づくりをめざして」  
生活排水対策基本方針  
NN ビジョン 21OITA（新・大分県農業農村整備未来計画）

## 指針検討委員会

（水環境の専門家 6 人）

## 事務局

### 県庁内関係部局連絡会議

生活環境企画課、環境保全課、廃棄物対策課、農村計画課、森林保全課、河川課、水資源対策室、公園・生活排水課

諮問

## 大分県環境審議会

### 水質部会

答申

指針決定